

## 不用品リユース推進事業者募集要項

江戸川区（以下「区」という。）のごみ量は全体的に減少傾向にあります。令和4年度の粗大ごみの量は651,561点、令和5年度は651,545点と前年度比で横ばいの状況です。SDGsを推進していくことや循環型社会を構築していくためには、粗大ごみ量を減少させることが必要です。

そこで、不用品を廃棄物として捨てずに再利用（リユース）する仕組みを構築することで、区の粗大ごみ削減の推進を図ることを目指しています。

事業の実施にあたっては、不用品リユースの実績を持つ事業者から、多くの区民が利用しやすい効果的な方法を提案していただく必要があります。

つきましては、事業の内容をご理解いただき、貴事業者の経験及び実績を踏まえ、参加表明をご検討いただきたく、ご案内いたします。

### 1 事業名

不用品リユース推進事業

### 2 事業概要

(1) 不用品リユース推進事業者（以下「事業者」とする。）は、区と協力し区民の不用品を自社のルートに乗せてリユースを推進する。

(2) **事業者は効果を検証するため、リユースした粗大ごみ量等を区に報告する。**

(3) 区は、事業者と協定を締結し、区民が不要品を廃棄する前に事業者の取り組みを知ることやリユース意識を醸成することを目的として、区ホームページへの掲載を行う。

### 3 予算額

0円

### 4 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 国税・地方税を滞納していないこと。

(3) 過去5年間で他の自治体において同様の業務を履行した又は履行中の実績があること。

(4) 個人情報や企業情報などの情報セキュリティについて公的な認定機関により認定された管理システム「プライバシーマーク」または国際規格ISO/IEC 27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム（IS

MS) 適合性評価制度」認証のいずれかを取得していること。

- (5) 江戸川区暴力団排除条例(平成24年7月10日条例第37号)第2条第1号に規定する暴力団または同条第2号、第3号に規定する暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係のある者またはそのおそれがある者又はその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人に該当しないこと。
- (6) 江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱(平成23年10月1日施行)に規定する入札参加除外措置を受けている法人に該当しないこと。

5 募集スケジュール 応募状況により、日程を変更する場合がある。

募集の周知(区HPで公開)	令和6年5月17日(金)
質問受付	令和6年5月23日(木)午後5時まで(必着)
質問回答日(区HPで公開)	令和6年5月27日(月)
参加表明	令和6年5月29日(水)午後5時まで(必着)
参加決定通知のメール連絡	令和6年6月3日(月)
企画提案書	令和6年6月7日(金)午後5時まで(必着)
ヒアリング	令和6年6月下旬予定
審査	令和6年6月下旬～7月上旬
審査結果通知	令和6年7月中旬

6 参加表明書について

協定締結を希望する事業者は、参加資格を確認の上、「(様式1)参加表明書」に必要事項を記入し、添付資料を添えて提出してください。

(1) 提出書類

提出書類	部数等
(様式1)参加表明書	正本1部
法人登記簿謄本	正本1部(提出日前3か月以内に発行されたものに限る。)
財務諸表	1部(直近3か年分の貸借対照表及び損益計算書の写し(決算書))
納税証明書(その3の3)	正本1部(法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書をいう。)
納税証明書(一般用)	正本1部(法人事業税及び法人住民税の納税証明書をいう。)
プライバシーマーク等の許諾が証明できる書類	1部(使用の許諾又は認証の取得が証明できるもの又は取得予定時期等が記載されている計画書等)

法人の事業経歴・概要	1部（様式自由）
他自治体の同様実績を確認できる書類	1部（様式自由）

(2) 提出及び提出先

- ア 提出期限 令和6年5月29日（水）（必着）
- イ 提出場所 「江戸川区役所本庁舎北棟3階 環境部清掃課」あて
- ウ 提出方法 郵送又は持参  
受付時間は午前9時～午後5時とする。

(3) 参加資格の審査

参加資格を審査後、結果を通知します。（選定された事業者のみ、提案書の提出をすることができます。）

(4) 問い合わせ

- ア 受付期間 令和6年5月17日（金）～5月23日（木）午後5時
- イ 質問方法 区の質問フォーム「LoGo フォーム」の以下URLで受付します。  
URL：<https://logoform.jp/form/L6MJ/574048>  
上記以外の方法では質問は受け付けません。
- ウ 回答方法 令和6年5月27日（月）までに、メールで回答します。

7 提案書の提出内容

(1) 下記の項目について書類を作成し、それぞれ必要事項を記述して項目順に提出してください。

1	経営の姿勢	1-1 個人情報の保護対策について具体的に記載してください。
		1-2 危機管理(災害発生時や機器故障)の体制について具体的に記載してください。
2	業務実施方針	2-1 他自治体で実施しているリユース推進事業の取組みについて記載してください。
		2-2 <u>江戸川区でリユース推進事業を実施する場合に見込まれるごみ減量効果について記載してください。(1か月あたりの引き取り成立の点数)</u>
		2-3 リユース推進事業を区民に促進するためのアイデアについて記載してください。

## (2) 提案書の作成要点

- ア 提案書の書式は、「A4サイズ縦書き、または横書き」とすること。
- イ 提案書の本文に用いる文字の大きさは、11ポイント以上とすること。
- ウ 提案書の枚数は、表紙、目次を除き30ページを上限とすること。
- エ 提案書の部数は、正本1部、副本4部及びCD-R1枚にて提出すること。
- オ 正本は、会社名を表紙に記載し、両面刷りとすること。
- カ 副本は、表紙、本文全ページから会社名及び会社名を類推できるような表現を削除し、両面刷りとすること。
- キ 提案書の表紙には以下の項目を記載すること。  
件名：不用品リユース推進事業者募集 提案書  
提出年月日： 提出年月日を記載のこと

## (3) 提案書提出期限、場所及び方法

- ア 期限 6月7日(金)午後5時(必着)
- イ 場所 「江戸川区役所清掃課」宛
- ウ 方法 郵送又は持参  
受付時間は午前9時～午後5時とする。(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

## 8 選定方法

- (1) 選定は、「不用品リユース推進事業者選定委員会設置要領」により設置された選定委員会で行うものとします。なお、「不用品リユース推進事業者選定委員会設置要領」及び選定委員会の構成等は公表しない。
- (2) 提出された書類により審査を行い、協定を締結する事業者を選定委員会が選定します。なお、区の目的を満たす事業者が複数あるときは、目的を満たす全ての事業者と協定を締結する場合があります。
- (3) 選定結果は、メールにて令和6年7月中旬に通知します。
- (4) 提出書類の内容について、疑問点や確認事項が生じた場合には必要に応じて該当事業者に照会します。

## 9 その他

- (1) 事業者からの提出物は区の所有とし、返却しません。また、区では、提出物を本件の目的以外に使用しません。
- (2) 意思表示後、参加を辞退する場合は、「(様式2)辞退届」を提出してください。
- (3) 本募集の応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募事業者の負担とする。
- (4) 本募集の応募に関して提出された書類に関する著作権等に係る知的財産権又は肖像権等は、それぞれの応募事業者に帰属するものとするが、区へ提出された書類はいかなる理由があっても返却しない。また、区は関係法令及び関係条例・

規則に定めるほか、本事業の協定締結予定事業者の選定以外の目的で、応募事業者から提出された書類の利用、又は第三者への情報提供を行わない。

- (5) 区から提示された募集要項等の資料は、本募集の応募に係る検討以外の目的での使用は認めない。応募事業者は、選定から漏れた段階で各応募事業者の責任において当該資料を破棄することとする。また、応募事業者は、応募に当たり知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 本募集の応募は、共同事業者での応募は認めない。
- (7) 本募集は、応募事業者ごとに、一つの応募に限るものとする。
- (8) 区へ提出された書類は、変更することができない。ただし、提出された書類に不  
明確な表示等があり、かつ、本区が変更を認めたときはこの限りではない。
- (9) 区へ提出された書類に虚偽の記載をした場合は失格とする。

## 10 担当

〒132 - 8501

東京都江戸川区中央1丁目4番1号

江戸川区役所清掃課

電話：03 - 5662 - 4387